

開催日時：令和8年7月10日（金）10：46～12：02

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員、平田彩子構成員

〔政府〕稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐々木奈佳内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、澤野宏内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和8年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番20：都道府県労働委員会委員の任期の見直し（厚生労働省）>

（大橋部会長）懸念をいろいろ挙げていただいたが、実際に地方公共団体で起きている再任実態をまず把握いただきたい。私どもが提案をいただいた2つの県では、直近5期を見ると2期以上連続就任が6割強、3期以上連続就任が4割強で、再任が一般的になっているという実情がある。そうだとすると、実際に採用難になるという懸念はないのではないか。

労働問題の傾向が2年サイクルという話があったが、そうだとすると、現実の委員の任命状況では、最新の状況は入らないことになっているのかということ、そんなことはない。中央労働委員会とかは存じ上げた方がたくさんいるけれども、日々研究して新しい知識を入れている方なので、委員の入替えて新しい知識を入れるというのは、私はナンセンスだと思う。他方で、確実に言われていることは、この仕事は非常に大変な仕事なので、習熟して慣れてこなすまでには2年の中では収まらないという御意見もある。2年というのやはり短いのではないかという現場の御意見を反映するような形の改正が必要ではないかと思う。

類似の制度として労働審判制度を挙げているが、これは中身が全然違う。具体的に言うと、原則3回以内で迅速に審理を終結させるのが労働審判制度の基本的な骨格で、平均審理期間は100日弱であるのに対して、不当労働行為の審査日数は、県レベルで平均400日を超えているものがある。そうすると、手続の中身が全然違うものを比較して任期を2年と言われても、全く比べるものが違う。むしろ地方自治体における類似の委員の一般的な任期を見ると、この2年というのは短いというのが一般的な感覚だと思う。

今回いろいろと懸念をいただいたが、その懸念が抽象的であり、他方で、今回提起されている提案は具体的な弊害が論じられている。具体的に言えば再任の実態があり、公益委員の場合は労使委員の同意を得るので、採用手続が煩雑になっている。それを2年ごとに繰り返すのは非常に大変だという現実的な問題も提起されているので、都道府県労働委員会の再任実態を関係者の意見も聞き、二次ヒアリングまでに現実ベースで今どうなっているかということを前提にした方向性を貴省からお示しいただきたいが、いかがか。

（厚生労働省）実態を把握することは重要だと考えている。一方で、再任について懸念がないという御指摘については、私どもも中央労働委員会の公益委員の任命手続を担っているが、委員の御就任をお願いする方は、やはり2年といえども懸念はされる。実際に2年やってみて、「なかなか業務になじめない」「当初想定していたものと違う」という方もいらっしゃる。また、労使からも「なかなかうまく対応していただけていない」と

評価されて、再任が難しいということは実際にある。このため、労使が同意する手続を経る必要があることは私どももポイントだと思っており、これは労使、特に労働者のために労働基本権を保障するための手続で、労使の一方に偏ることなく公益委員がしっかりと役割を果たすために、労使から信頼を得られる方であることを確認することが2年に1回担保されている。その部分について、私どもの懸念は実際にも妥当すると考えている。実態については把握する必要はあろうかと思うので、そこは重要ではあるが、基本的な考え方としては、今申し上げたとおり、懸念は実際にあると思っている。また、労働審判と全然事情が違うではないかとの御指摘については、先ほど御説明したとおり、これは準司法的な手続であり、裁判等に準じた考え方によるべきではないかと考える。労働審判は新しい手続であり、実際に労働に関する専門的な手続ができたということで、それを参照するという。労働審判は平均審理期間が100日程度で短いではないかということであるが、労働委員会においては、労働組合が関わる手続について実態を把握することがなかなか難しく、慎重な手続を取る結果、審議時間が長くなっているというのが実態であり、そこは本質的な違いはないと考える。

(大橋部会長) 都道府県の実態をお分かりいただいていないと思う。具体的には、今回出ている提案団体の数が決して少数ではなく、例えば全国知事会や関西広域連合を始めとして、非常に多くの都道府県から、こういう手続が非常に足かせになっていて、マンパワーをこのような事務に割くことはできないという意見だと思う。中央労働委員会に合わせる必要は全くなく、地方は地方でやりたいのであればやってもらうというやり方もあると私は思う。例えば、建築士法では中央建築士審査会と都道府県建築士審査会があり、いずれも当初は2年が任期という形でそろっていたが、地方分権一括法で、都道府県建築士審査会については、地方が望むのであれば条例でこれを3年にすることができるとした。このような柔軟なやり方もある。

都道府県が自分たちの運用実態から見て制度的な担保をして2年を3年にするというようなやり方によって実務を柔軟化、合理化していくやり方は十分あると思う。今のままだと先ほど言われた抽象的な懸念で、任期が一律に縛られてしまっているの、考え直していただけないか。

(厚生労働省) 基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりで、他の委員会に比べて短いということは認識しているが、やはり労働基本権を保障するための手続として、定期的に経験をリニューアルしていく必要があるという観点から2年の任期が設けられていると考える。

中央労働委員会と都道府県労働委員会については、確かに後者が自治事務という整理であり、整理がなかなか難しいところはあるが、労働組合の立場からすると、管轄がどちらになるかは、地域が広いか、あるいは事件が重要かどうかということで決まっており、都道府県労働委員会と中央労働委員会で任期、委員の構成が異なるということでは、労働基本権の保障の観点からどうなのかということで、中央労働委員会と都道府県労働委員会は同等であるべきであると考えている。

(大橋部会長) 私は労働基本権と今回の任期の長さというのは全然リンクしないと思う。労働基本権を守ることであれば、適格な委員を確保すれば良く、任期が2年か4年かは関係ないと思う。現に4年、6年、8年と再任されている方がいる中で、弊害が出ているとか、知識がリニューアルされていなくて紛争解決ができていないということは全然なく、むしろ経験を積んでいい形になっている。こういう運用実態があることについて、地方公共団体で任命に係る事務を行うのは大変だと言っているところに対して、労働基本権という説明は全然通用しないと思う。

(厚生労働省) それは立場の違いだと考える。御意見は受け止めて、そういう御立場であることは理解した。ただ、私どもとしては、どの労働組合についても、基本的に委員の任期については労使が2年に1回確認するという手続も保障された形で、全国で保障されるべきだと考える。これが自治事務であるということはあるが、同じ考え方で整理されるべきだと考えており、部会長の御指摘はそういう御意見もあろうかと思うが、私ども

としてはそのように考えている。

(大橋部会長) 私は自治事務に対しての縛りとしてこれは縛り過ぎだと思う。こういう再任の実態があるという前提で、何のための縛りなのか分からない。もう少し地方にやりたいような形でやらせてあげてもいいのではないか。それで質が下がるというようなことはない。ほかの審査会でも具体的な制度設計はあるわけで、決してこれが唯一のやり方ではないと思うので、二次ヒアリングまでに再任実態をきちんと調査いただき、自治体の関係者の意見を聞いていただき、その上で、専門性の確保には何年が妥当なのかということから御検討いただき、方向性をお伺いしたい。

(厚生労働省) 地方における事務の煩雑さということでの御指摘もいただいたが、先ほど申し上げたように制度の趣旨がある。煩雑だと感じられている部分はあろうかと思うが、やはり適格性を確認することは非常に重要なことだと思っている。特に公益委員については、労使の当事者と相対する形で具体的にお話を聞きながら、調査をしながら、解決策を模索するということで、公平性、中立性の観点でも非常に重要なポジションである。そのような観点もあって、労使が2年に1度同意することで適格な方が取り組まれているかを確認することが必要であり、その確認の周期が法律上2年と定められている。事務の煩雑さという御指摘はあるが、制度の趣旨からして、我々としては引き続き2年が妥当ではないかというのが本日申し上げた内容である。

(勢一部会長代理) 公益委員の適格性を確認する機会が必要だという御指摘は十分理解する。ただ、それがなぜ2年でなければならないのかというのが今回の提案の御趣旨だと思う。自治事務でもあり、各団体の実情に応じて柔軟に期間を設定することがなぜ認められないのかという点では、2年でなければならない理由をむしろ教えていただきたい。公益委員が不適任であるならば労働組合法の下で罷免もでき、コントロールという意味では、必ずしも2年ごとに労使の間で確認をする必要があるのかどうか所管官庁として御説明いただきたい。自治体でも当然委員会には適任者を任命する手続を取るので、委員の交代があったとしても、適任者の水準をクリアした委員が後任として選ばれるわけで、労働委員会の審議のクオリティーは必ず担保されるはずである。なぜ2年でなければならないのか、是非御説明をいただきたい。

(厚生労働省) 重複する説明になるかもしれないが、2年という任期は、正に労働委員会の委員が担っている役割が準司法的な役割ということで、委員会の中でも様々書面で審査をしたり、意見を述べたりする役割等が様々あると思うが、労働委員会制度については、裁判と同様に相対する当事者から直接様々な意見を聞きながら調整をする役割があり、我々としては、民事訴訟に準じた手続であるため、同様の役割を担う裁判所の手続に関与する委員の任期と比較することが適当だと考えている。

任命に当たっては、各自治体で適格な方を任命するプロセスがあるというのはおっしゃるとおりだと思う。ただ、かなり委員の御負担にもなるような、直接意見の異なる当事者を相手にして話をするということで、実際に対応した上での業務の実態等もあり、そういったことも踏まえて、任命時に当然適格だと思って任命されるものの、業務の実態等も踏まえて、再任の機会として2年に1度適格性を判断する機会が求められていると思う。

(高橋構成員) 裁判手続に準ずるとおっしゃったが、ほかにも裁判手続に準ずるような制度は多くあり、かつ人身の自由や生命身体の自由について紛争を調停するような委員会はある。そのような制度についてどういう任期でやっているのかということ調査していただきたい。労働審判も重要だがほかの準司法的な委員会等についてどう扱っているのかを是非お考えいただきたい。労使の合意について2年ごとという話についても、本当に2年でなければいけないのか、地方の実情を踏まえて、御検討いただきたい。

(大橋部会長) 準司法的とか民事裁判に類似するから2年というのは全然理由になっていないと私は思う。私は公害等調整委員会の委員をしているが、これは公害紛争に関しての民事調停、民事紛争を扱う機関である。任

期は5年であり、民事訴訟、民事紛争に類似するから2年という理屈はどこにもない。実態に合わせて是非御検討いただきたい。

(大橋構成員) いろいろ御意見が出ているが、御説明いただいている内容は、こうあってほしいという一種の理想論で、所管省庁として制度はこうあってほしいというお気持ちなのかなと思う。今回問題となっているのは中央労働委員会の在り方ではなく、都道府県の労働委員会の任期である。都道府県の場合、そもそも対象となる人材もプールが少ないのではないかと推測されるところ、さらに、自治体において再任が非常に多い状態になっているかもしれないというのは、そういったところもあるのかなと思う。そのプールが少ない中で、国レベルでさえも人材確保に御苦労されているのではないかと推測されるところ、さらに、自治事務である中で2年縛りにすることの妥当性はいかがか。例えば、原則2年としつつ自治体によって状況により条例委任で任期を変更することができるといった手法もあり得るのではないかと。都道府県の負担との関係も考慮に入れて、より柔軟な方策ができないか考えていただきたい。

(伊藤構成員) 少し違う観点であるが、都道府県労働委員会の委員は三者構成で最終的には知事が任命する形である。行政委員会として独立性を保つという観点からすると、むしろ任期を長くし知事の任命機会が少ない方が独立性が高く、中立性が高いとも考えられる。中央労働委員会と都道府県労働委員会の在り方は必ずしも一致させなくてもいいのではないかと。国の場合は議院内閣制が採られている観点からすると、知事の権限は非常に強く、独立性という観点からしても、2年という任期は短か過ぎるのではないかと。二次ヒアリングまでに様々調査いただくということであるが、使用者団体や労働者団体、労働組合の御意向、御意見も確認していただきたい。

(大橋部会長) 私どもの基本的な考え方をお伝えした。条例委任によるやり方は建築士法で実現している一つのモデルであり、それらも含めて御検討いただきたい。二次ヒアリングまでに各都道府県労働委員会の再任実態を把握いただき、自治体関係者の意見を伺っていただいた後、エビデンスに立脚した形での御意見を二次ヒアリングまでをお願いしたい。

(厚生労働省) 皆様方から御意見をいただいた点、私どももこれは自治事務であるということが非常に難しい点であるということは重々認識しており、自治体の皆様に任命手続で事務負担をおかけしていることはこの提案を待つまでもなく認識している。

最後に繰り返して申し訳ないが、実態が全てではなく、制度の拠って立つ考え方も重要だと考えているが、御指摘を踏まえて、実態の把握を次のヒアリングまでにできる範囲で対応し、ヒアリングに臨ませていただきたい。

<通番26：看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和（厚生労働省）>

(大橋部会長) この提案は、人口減少が進んでいるようなエリアでは少子化も進んでいるので、実際に看護師養成所に通う学生数が著しく減少しており、定員割れという状況が起きている。そのような中で看護師養成所の閉校が進んでいる。

看護師養成所の専任教員は8人という配置基準があり、規模を縮小して小規模化しようとしても、8人というところは最後に厳しい基準として残っている。現状定員割れしている中で、新規採用をしてまでも8人確保することは、人的資源も少ない地方では専任教員の確保が難しい状況のため、非現実的で、結果的に閉校になっていると伺っている。また、病院に併設されているような看護師養成所でも、実際に病院本体の方が大変で、そこも人材確保機能が十分に果たせていない。

今、定年を迎えた方を再雇用して運営を継続しているが、それに続く先生も50歳以上が大半である。この先

を考えると持続可能性がないのではないかという危機感がベースにあるという提案だと理解して議論したいと思う。貴省としては専任教員の高齢化の実態というのは把握されているのか。だからこそ、2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会をやっているという御理解でよろしいか。

(厚生労働省) 正に我々も認識はほぼ同じだと思っている。50歳は地方に行けばまだまだ若いと我々は思っているし、60歳もまだまだ若いというところの意見の相違は今あるような気もしたが、問題認識としては全く一緒である。

ただ一点、議論していくと、やはり看護の質、教育の質を維持することは大変だということと、大学の先生方もたくさんいらっしゃるのでも御理解いただけたと思うが、5コマぐらいで3学年というと、それだけで1日15コマである。8人だとそれだけで1日2コマとなり、実際に配置されている専任教員は11名とかもっと多い。そのため、その中でどのように運営していくか。要はただ小さくするというよりは、我々はやはりサテライトを考えている。これも我々の検討会でも議論しているが、地元に残した方がトータルでは定員も増えるし、地元の人は地元に残る。そのため、地元に残していくというのは大切である。その上で、今、ICT化がすごく進んでいるので、複数のところを一緒に運営するというのが今の時代のトレンドだと思い、サテライト化するところをしっかりと支えるというのが現実的な解だと思っている。

地元で看護師養成所を残すという意味では、御質問に答えれば、認識は全く一緒だと思っており、だからこそ我々もいろいろ考えて、複数のところを一緒に運営するという形で残していくのがいいだろうと思っている。(大橋部会長) お話があったように、遠隔授業自体は、我々もコロナ禍において大学で経験している。実際に遠隔授業を使うことによって非常に柔軟にいろいろなやり方ができ、以前なら休講にしなければいけなかった授業が、場合によっては海外にいても授業を休講にしないで済むなどができるような時代になった。

遠隔授業を活用することによって、このような中山間地域の人口減少エリアにおいて、あるエリアの看護師養成所では専任教員8人を確保できないかもしれないが、他の提携校と合わせて遠隔授業を実施し、共通で受けることができる座学の授業は共通化していただくということをすれば、専任教員8人という配置基準は解消できると思う。もちろん実習の授業は残るため、それに必要な教員は置くこととする。頂いた資料の看護師養成所の統廃合によるサテライト化の図は正に専任教員の配置基準の柔軟化を示すようなものだと思うが、この資料が統廃合やサテライト化というような形で語られており、この提案が出ている中山間地域の人口減少エリアとでも、遠隔授業を挟むことによって専任教員の人数を柔軟化するという方向に舵を切っている1つのモデルだと思う。そうした考え方を今回の提案に反映していただく余地は十分あると思うが、いかがか。

(厚生労働省) 正に大学などが行っているからよく御存じだと思うが、カリキュラムが全く一緒というところ、要は同じ日に同じ授業をやるということが非常に大事なので、カリキュラムを一緒にするという意味においては、同じサテライト化というか、一緒にサテライト化した上で授業を組んでいくというのが非常に大事で、実際にカリキュラムを同じにすることをやらなければサテライト化は難しいというのが我々のスタンスであり、実態としてはそうだろうと思っている。

(厚生労働省) カリキュラムの中では実習や演習もあるので、その負担というのが看護教育の中では非常に大きく、負担だけではなく、学生にとっては非常に重要なものである。看護は専門科目が7科目あり、これに1人ずつの担当と、教務主任の専任教員という考え方で、教育の質を担保するという観点から8人が必要だということであり、今、申し上げたように、サテライト化とか統廃合といったことで地域の学びの場を確保していくといったことで対応していただきたいと思う。

(高橋構成員) 専門科目は実習が必修なのか。7科目については必ず実習が伴うということか。

(厚生労働省) 7科目については全て実習が伴っている。

- (高橋構成員) その場合でも提携校から来てもらって実習するというのは不可能なのか。
- (厚生労働省) 非常に細かい話にもなるが、実習であっても専任教員だけで賄えるものではなくて、別途、実習指導教員とかそういった補助的な教員をさらに雇って実習を行っているというような状況もあり、その中で専任教員を減らすというのはなかなか難しいのかなと考えている。
- (高橋構成員) 補助教員は別に専任教員ではなくてもいいのではないかな。
- (厚生労働省) 専任教員に加えて補助の教員が必要である。
- (高橋構成員) 一部の科目については専任教員を外して、基本的に遠隔で授業を行い、実習のときだけは提携校から来てもらうということは不可能なのか。
- (厚生労働省) それはサテライトになった場合ということか。
- (高橋構成員) 統廃合によるサテライトではなく、元の看護師養成所を残しておいて、例えば専任教員を6人にして、残りの科目については提携校から実習に来てもらうというやり方は不可能なのかということをお願いしている。
- (厚生労働省) 3学年あるので、3学年の中で実習を行っている学年もあり、他の学年については座学で講義をしている。あるいは演習をしているといったことがあるので、そういう意味では専任教員を6人にして、残りの科目については提携校から実習に来てもらうということは難しい。
- (高橋構成員) 座学は遠隔授業でできるのではないかな。問題は実習ではないかな。3年生に実習が要るのであるなら、そのときだけ提携校から実習のために来てもらえばいいのではないかな。繰り返すが、座学は遠隔授業でできるはずである。だから、専任教員を6人にして、残りの科目については提携校から実習に来てもらうということは難しいというのは根拠にはならないのではないかな。
- (厚生労働省) 要はそれぞれの看護師養成所で、例えばサテライトにすると、基本的にはカリキュラムが全く一緒でないとサテライトは上手くいかないと思っている。我々のやり方でやれば、実態的に見れば、例えば拠点3つあるときに、それぞれの看護師養成所というのは、今は専任教員が8人いなければいけないところが4人になったり3人になったりすることができるので、実態としてはそういう形で専任教員の配置基準の柔軟化が進められると思う。
- (大橋部会長) 例えば同じ自治体の中に学生数の少ない看護師養成所が3つあったときに、この3つをサテライト化してというようなことはよく理解できるが、今のお話では、中山間地域に1つ看護師養成所があって、ここがだんだん専任教員の人材確保が難しくなっているというようなときに、専任教員8人という配置基準があると配置基準を遵守することが厳しくなってくる。
- (厚生労働省) サテライト校は距離が離れていても我々は大丈夫という考えでいる。
- (大橋部会長) サテライト校に専任教員を8人は確保しないという前提で、オンラインで遠隔授業を受けてもらうというようなことか。
- (厚生労働省) サテライト校だけで専任教員が8人いなくてもよくて、本校とサテライト校の全部で8人いればいいという考えである。
- (大橋部会長) 高橋構成員がおっしゃったのは、サテライト校に実習の先生がいないときに、サテライト校で実習のために専任教員が必要だというときには、距離は離れるが、本校から専任教員に来てもらい、それを補ってもらうという形でのサテライト化を中山間地域に応用するというようなことは可能ということか。

また、サテライト化を中山間地域に応用するというようなことも含めて2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会で議論されているということなのか。我々の関心事は、中山間地域の人口減少が進行しているような地域においても看護師養成所が持続できるような形での専任教員の配置基準の柔軟化という

ことを考えている。そのときに、今、お示しいただいたスキームが使えると柔軟化を図れるというような方向で是非御検討いただきたい。

(厚生労働省) 今のところは、サテライト化や廃止に向けて学年が進行していった中で、学年が減少していく。このような状況の中で、これまではこのような状況であっても最後まで専任教員を8人置いてくださいというような配置基準を設けていたが、そこについては少し柔軟に対応できるのではないかなと考えている。

(大橋部会長) 配置基準の8人というのは、きちんと一定数配置することによって教育の質を確保するというやり方ではあると思う。しかし、今の日本の状況からすると、その基準だと立ち行かないところが出てきたときに、この配置基準8人の例外という形で正面から認めていただけるのか、それともサテライトのような枠組みを作った中で、帳尻を合わせる形で柔軟化を図るということをお認めいただけるのか。

今日いただいた統廃合によるサテライト化の案は実現していただけるような気がするが、配置基準8人の例外という形で、正面から提案を認めていただくことについては念頭に置かれていない感じがした。この提案に出ているようなものも、2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会の中に入れていただき、このようなことで困っているという自治体や提案団体呼んで話を聞いていただいて、スケジュール感を持って検討いただきたい。

(厚生労働省) 我々としては、先ほどお話ししたように、サテライトという形で緩和をすることによって実態的に緩和するという形で考えたいと思っている。

(高橋構成員) 先ほど言ったように地域にあることが大事ということか。

(厚生労働省) 正にそのとおりである。

(高橋構成員) そのときに、看護師養成所の経営主体が地域にあることも大事だと思う。

(厚生労働省) それはそうとは限らないと思う。

(高橋構成員) そこが違うと思う。経営主体がその地域にあって、その地域の実情を踏まえて経営をしているかどうかというのも極めて重要な話である。

(厚生労働省) 看護師養成所の経営主体が地域にあることについて、我々は大事とは考えていない。

(高橋構成員) そこが大事ではないというのは違うのではないか。

(厚生労働省) 逆に質問だが、なぜ経営主体として地域に残らなくてはいけないのかが我々は分からない。サテライトではなくということか。本校として残らなければならないということか。

(高橋構成員) 経営主体が地域に残ることが大事である。経営主体があるかどうかというのは学生、地域の住民に対する影響も違うのではないか。

(厚生労働省) そうは思わない。

(厚生労働省) 経営主体のある本校のサテライトになるというような形で、地域に学びの場を残すという意味では、経営主体が必ずしも地元になければいけないとは考えていない。

(高橋構成員) それは考え方の違いだと思う。

(大橋部会長) 事務局、今回の提案は地域に経営主体は残してということか。

(福西参事官) 今回、提案団体において生じているのは、廃校する際の専任教員の配置基準の柔軟化の事例だが、それ以外の共同提案団体や追加共同提案団体もあることから、我々としては中山間地域のような人口減少地域において、特に遠隔授業を活用することによって教育の質を確保する観点も担保した上で、サテライト化する場合に限らず、専任教員の配置基準を柔軟化できないかという提案である。

(大橋部会長) 今回の提案はいろいろな対応方法があって、その中には厚生労働省がおっしゃったような形でのサテライト化で対応できるものもある。一方、高橋構成員がおっしゃったような形で地域に看護師養成所を残

しつつ、他校と連携し、同室で座学の遠隔授業を受けることができ、さらにサテライト校で実施されるような柔軟な教員の出入りを認めることによって、地域に主体となる拠点を１個残してもらうというような方策を検討できないかということがまた１つ課題であるが、検討可能か。

(厚生労働省) 検討するのはもちろん構わない。ただ、遠いことを言っているつもりでもないような気はしている。

(大橋部会長) 検討のスケジュールだが、2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会における検討の動きは早いのか。

(厚生労働省) 2040年という将来を見据えて足元をどうするかという話である。

(大橋部会長) これはいつにまとまるのか。

(厚生労働省) これは早ければ今年度、なるべく早くまとめたい。

(厚生労働省) なるべく早くとは思っているところである。

(厚生労働省) これは看護職種ではなくて、いろいろな職種も含めていろいろ議論している。

(厚生労働省) これは看護職種の養成の話であるが、実は同時に医療従事者全体の養成の在り方も検討している検討会があり、そこと一緒に検討しているような状況である。

(大橋部会長) この中で検討いただける共通部分はとても多いと思ったので、そこは検討いただきたい。ただし、我々の方は年度単位で結論をいただく形で、次に二次ヒアリングを予定しており、そのときに本日出たような形での柔軟化に対する方向性や考え方の整理をお話しただけでないか。

(厚生労働省) 今回の件は、検討会において、様々な論点の中の１つなので、この件だけ突出するわけにはいかない。ただ、検討はもちろんさせていただく。

(大橋部会長) その検討した結果を二次ヒアリングでお示しいただくことは可能か。

(厚生労働省) 結論が出ているかどうかは分からない。ただ、その段階での状況をお話する。

(大橋部会長) これは後で三次ヒアリングとかフォローアップなど、継続で扱うことになることもあると思う。我々の問題や関心はお伝えして、特に中山間地域のような人口減少地域で厳しくなっているようなところについての対応策をお願いしたいので、是非検討いただきたい。

(厚生労働省) 我々としては、繰り返しになるが、結局カリキュラムとかを統一していかないとそれはうまくいかないで、そのような意味ではサテライトという形で一緒にする必要があって、拠点、学びの場を残すところは大事だということ是一緒だと思うので、拠点、学びの場を残す形で我々としてはやっている。

(宇野構成員) 今の点だが、学びの場を残すというときに、看護師養成所の統廃合によるサテライト化の資料を見ると、確かに看護師養成所は残るのだろうなという気はするが、実際の看護師養成所の組織統合とかを考えた場合には、こういうサテライト校を作っても、あまり効果的ではないと判断したらなくなってしまうと思う。サテライト化をした結果、効果がないと判断したらサテライト校がなくなってしまうことがないような建付けであれば良いのかなと思う。そのときに誰が意思決定するのかというのが、本校で意思決定するのか、それともサテライト校でも意思決定できるのかということでも異なってくると思う。意思決定の権限が本校にあるのかサテライト校にあるのか、この資料だけだと分からない。学校経営、学校で考えるとそういうことはよくあるので、御検討いただきたい。

(大橋部会長) １つの地域内に複数の看護師養成所があるようなところと、中山間地域で１個しか看護師養成所がない地域もある。

(厚生労働省) 御意見として受け止める。その上で、実態を見ると、地元の医療関係者の熱い期待を基にやっている、皆が認識した中でやっている。

(宇野構成員) 看護師養成所の統廃合によるサテライト化が1つの解であるというのはよく分かる。でも、これは1つの解でしかないのかなという気もするので、それ以外の形で、必要なところがないかどうかということが論点かなと思う。

(大橋構成員) 宇野構成員の御意見と方向性は全く同じだが、私も大学関係者の一人で、ここにいる大学関係者の方々にも御理解いただけるかもしれないが、特に私立大学では、サテライト校を置いたが、採算が合わないときは引き上げるということは十分あり得るのかなと思う。採算が合わないときに、経営主体がその地元に残っていれば、地元で残ることを積極的に模索されるのだと思う。そのため、学びの場を残すという意味でも、経営主体が地元に残っているかどうかというのは軽視してはいけない要素のような気がしている。そこは一刀両断で切り落とすのではなく、地域の存続という意味ではとても大事な要素なのではないかと、本部会では思っているということを覚えておいていただきたい。

(勢一部会長代理) 私も同じ意見で、自治体の地域づくりの在り方としてきちんと交渉したり支援したりする主体が地域にあるかどうかということは非常に大きいと思う。状況によっては都道府県を越えてのサテライトというのもあり得ることだと思うので、そういう意味では本体が残るか、意思決定ができる部分が残るかどうかというのは非常に大きい。学校という意味では、本校と分校等となってしまうと、分校の方は自分たちで持続していくのはなかなか難しいというところは、普通の教育機関ではあるところだと思う。

また、2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会でいろいろ御議論いただけるということは非常に有り難いと思う。ただ、構成メンバーを見ると、自治体関係の方は福島県の方だけのようである。やはりこれだけ地域によって実情が違っているので、今回かなり多くの提案団体があることから、地域の実情をよく聞いていただいて、それを検討会の場にもフィードバックしていただけると有り難いと思う。

(大橋部会長) 今日は我々の考え方をお伝えし、貴省の考えとかなり近い部分もあった。この2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会で検討を進めていただき、特に自治体の関係者を呼んで話を聞いていただき、この論点を深めていただくと同時に、二次ヒアリングまでに検討の成果を教えてくださいたい。

(厚生労働省) 二次ヒアリングの段階での状況は御報告する。

(大橋部会長) なるべく早期におまとめいただいて、御検討いただければと思う。

<通番35：特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直し（文部科学省）>

(文部科学省) 特別支援教育就学奨励費及び要保護児童生徒援助費補助金に係る地方分権提案の対応方針であるが、要件の見直しを求める意見ということであり、文部科学省として保護者による申請が困難な場合の対応について実態調査を行って、御提案の趣旨を踏まえて、御提案の負担の軽減が実現する方向で検討した。

まず実態調査について、資料の22ページに実態調査のことを書いている。過去に調査を行った政令市は除いて、特別支援教育就学奨励費、要保護児童生徒援助費補助金の2つの援助について全市町村について調査をして、結果、特別支援教育就学奨励費については59自治体65事例において保護者からの申請があり、うち31事例において支給に至らなかった。要保護児童生徒援助費補助金についても同じような対象で調査をし、60自治体148事例において申請があり、41事例において支給に至らなかった。この結果から見れば、全国の市町村において一定程度の申請が保護者以外の方で、実際に負担している方であり、その方が申請された。申請があったことと、申請されて相談があったが、その相談に対して保護者に該当しないために補助金の支給を受けられず、行政または申請者に一定程度の負担を要したことが分かった。

文部科学省としては、実質的に親権を行使している状況にあり、その者の就学に要する経費を負担されている方については、この実態に鑑みて当該補助金の支給を認めるべく手当てをするようにしたい。その方策とし

て、今後、文部科学省の予算事業による補助の範疇で当該者への支給を可能とするよう、文部科学省の交付要綱の修正を行った上で、実際の支給に向けてのQ&Aの作成、担当者を対象とした説明会などを行って対応させていただきたい。なお、追加所要額は合計で154万円ほどになるという見込みである。次ページ以降は調査の概要、結果等であるので、適宜御参照いただきたい。

(大橋部会長) 昨年、この保護者の法律上の要件について様々議論させていただき、要件を広げられるかどうかという話のほかに、実態はどうかについて様々御意見があった。異例だったが、少し期間を長く取り、文部科学省でも丁寧に実態調査をされたいという御意向で、調査いただいた。提案団体が言っていたように手が及んでいない生徒が発見され、手当てをされると今回御回答いただき、非常に有り難い。ただ、提案団体が求めたのが法改正という形で、支給を受けられる対象を法律上書き直してほしいということだったが、予算補助というような形で対応されることで、早急に進めていただきたい。

その上で、やはり予算に基づく制度だとすると、予算が切れたら支援の切れ目みたいな形で切られてしまうということがないように、法定されている方と遜色ない、持続性を担保されたい。また、制度を知らずに支援から落ちこぼれてしまうことがないように、新しい予算補助の仕組みの周知徹底をしていただきたい。単にブロック会議で一回説明したということではなく、対象者がいれば学校から積極的に支援の手を差し伸べるような申請支援もやっていただきたい。自治体によって漏れがないような執行体制の下で、今回の予算補助をしていただけるということを確認したいのだが、いかがか。

(文部科学省) 然り。先生方と同じように、実質的に負担されている人の負担を軽減したい。これこそがあるべき姿だと思っているので、遺漏のないようにしっかりやりたい。また、法律と違って予算なので、財務省に切られてしまうのではないかと心配があるかもしれないが、補助金において予算事業で実施する場合には一体的に計上して予算を申請する。154万円くらいの規模であるため、通常の行政の予算の規模から考えると、一体的にやっているのにこの154万円だけ切られるということは考えにくい。今回御報告するに当たって財務省とも調整をしている。予算の規模や、今まで要件を拡大するときにも予算でやってきたという相場感もあるので、御心配の点は大丈夫かと思う。

(大橋部会長) 行政の専門家がおっしゃるのであれば、信じてお願いしたい。昨年は未成年者後見人制度の活用がずっと正面に出てきたが、今回実態調査をやっていただくと、使い勝手が悪い事例もあるということも認識されたのではないかと。未成年者後見人の選定の有無にとらわれずに、この支給を必要な方に対して進めていただきたいが、よろしいか。

(文部科学省) 然り。後見人制度自体の認定のものが根底にあるというのはよく分かるが、実質的に負担している人の軽減をしようというのが文部科学省の趣旨であるため、今回相談のあったような方々についてしっかり対応できるように予算上対応していきたい。

(大橋部会長) それでは、こういう形で是非進めていただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)